

低所得妊婦の方へ初回産科受診料を助成します。

(郡山市低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業)

低所得の妊婦の方の経済的負担の軽減のため、市民税非課税世帯の妊婦の方の初回産科受診料を助成します。

1 対象者

次の全ての項目に該当する方

- (1) 令和5年4月1日以降に、妊娠判定のため医療機関を受診した方
- (2) 受診日時時点で、郡山市に住民登録がある方
- (3) 住民税非課税世帯、または生活保護世帯に属する方



2 助成金額

上限1万円まで

- ・初回受診日の受診料（妊娠の判定に要する費用）が対象です。
- ・受診料が1万円を超えた場合は、自己負担となります。

3 申請方法

- (1) 医療機関を受診し、初回の産科受診料を支払います。
- (2) 申請書に必要書類を添えて、郵送又はこども家庭課（ニコニコこども館3階）やお近くの保健センター窓口にて提出して申請します。
- (3) 審査終了後（申請書受理から約1か月が目安）に、口座振込で支給します。（課税世帯である等、対象に該当しない場合は、支給されません。）

4 必要書類

- (1) 申請書（郡山市初回産科受診料助成金支給申請書）
- (2) 産科医療機関発行の領収書及び診療明細書
- (3) 助成金の振込先の口座番号等がわかるもの
（通帳、キャッシュカードまたはネット銀行の画面の写し）

【該当する方のみ】

受診年度の前年度中の1月1日現在、郡山市に住民登録がなかった方

例) 令和6年度受診の場合は、令和6年1月1日に郡山市に住民登録がなかった場合

- 受診日に同じ世帯に属する方全員の令和6年度（令和5年分）所得課税証明書等が必要です。（令和6年6月までに申請する場合は、令和5年度（令和4年分）の所得課税証明書等が必要です。）

※ 必要書類等で不明な点がありましたら、こども家庭課母子支援係（024-924-3691）へお問い合わせください。

5 申請期限

初回産科受診日から1年以内

6 申請・問い合わせ先

郡山市こども家庭課（ニコニコこども館3階）母子支援係

TEL 024-924-3691

郡山市子育てサイト

